

公 示

指定整備事業者の行政処分に係る聴聞の実施について (ヤマトオートワークス株式会社)	… 2
指定整備事業者の行政処分について (株式会社粕谷自動車)	… 3
一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請	… 4
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案	… 6

公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

記

1. 件 名

道路運送車両法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定による処分について

2. 事業者の氏名又は名称及び住所

ヤマトオートワークス株式会社
代表取締役 金井 宏芳
東京都中央区新富1丁目18番8号

3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

ヤマトオートワークス株式会社 横浜工場
神奈川県横浜市磯子区杉田5丁目31番27号
認証番号 第2-2287号
指定番号 関東指第2-1632号

4. 期 日

令和6年11月11日（月）9時30分

5. 場 所

関東運輸局 自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地
横浜第2合同庁舎18階

6. 理 由

道路運送車両法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項及び同法第94条の6第1項の規定違反

令和6年10月31日

関東運輸局長
藤田 礼子

公 示

道路運送車両法第93条及び同法第94条の8第1項の規定に基づき、自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社粕谷自動車
代表取締役 粕谷 充史
埼玉県狭山市狭山19番4号

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

株式会社粕谷自動車
埼玉県狭山市狭山17番7号
認証番号 第4-598号
指定番号 東指第4-101号

3. 処分の内容

(1) 自動車特定整備事業の事業の停止命令

停止期間 令和6年11月 2日 から
令和6年11月16日 まで 15日間

(2) 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令

停止期間 令和6年11月 2日 から
令和6年11月21日 まで 20日間

4. 処分の理由

道路運送車両法第78条第1項、同法第91条第1項、同法第91条第2項、同法第91条第3項、同法第91条の3、同法第94条の5第1項及び同法第94条の6第1項の規定違反

令和6年11月1日

関東運輸局長 藤田 礼子

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和6年11月7日

関東運輸局長 藤田 礼子

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：24A04
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和6年10月22日
 - ② 申請者：相鉄バス株式会社
 - ③ 適用路線：横浜市内の均一区間全路線
 - ④ 平均改定率：6.95%
 - ⑤ 現行・申請運賃比較表

(単位：円)

片道運賃		通勤定期1ヶ月	
現行	申請	現行	申請
現金・IC	現金・IC		
220	240	9,780	10,800

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和6年11月7日

関東運輸局長 藤田 礼子

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：24A05
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和6年10月23日
 - ② 申請者：京浜急行バス株式会社
 - ③ 適用路線：横浜市内の均一区間全路線
 - ④ 平均改定率：10.07%
 - ⑤ 現行・申請運賃比較表

(単位：円)

片道運賃		通勤定期1ヶ月	
現行	申請	現行	申請
現金・IC	現金・IC		
220	250	9,900	11,250

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年11月7日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

24B23号 遠山 有希乃

1. 令和6年10月8日
2. 埼玉県A地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、加算時間を10分に短縮する。

(ア) 特定大型車	上限運賃
(イ) 大型車	上限運賃
(ウ) 普通車	上限運賃

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年11月7日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

24B24号 株式会社 ホリイ新聞店

1. 令和6年10月11日
2. 栃木県地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗・加算時間を15分に短縮する。

- | | |
|-----------|------|
| (ア) 特定大型車 | 上限運賃 |
| (イ) 大型車 | 上限運賃 |
| (ウ) 普通車 | 上限運賃 |